

図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図柄入り白河ナンバープレートデザイン（別記。以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請等)

第2条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「図柄入り白河ナンバープレート使用申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付して、図柄入り白河ナンバープレート推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、都道府県、市町村が使用するとき。
- (2) 図柄入り白河ナンバープレートの交付代行者及び地方版図柄入りナンバープレートの寄付金管理団体が使用するとき。
- (3) 教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (5) その他、会長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 図柄入り白河ナンバープレート導入地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) デザインを使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、会長がデザインの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、「図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用（変更）承諾書」（第2号様式）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ナンバーを除く図柄本体を改変しないこと。
- (2) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (5) 承認を受けた権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用承認変更申請書」(第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用(変更)承諾書」をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消)

第7条 会長は、デザインの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- 2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該取り消しの日からデザインを使用させないこととし、使用者に対し、デザインを使用する物品等の回収の措置を命じることができる。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 デザインの使用承認を受けた者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 3 使用者は、図柄デザインの使用に際して故意または過失により会長に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を会長に賠償しなければならない。

(補足)

第9条 この規定に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和5年2月21日より施行する。

別記（第1条関係）

図柄入り白河ナンバープレートデザイン

【カラー】



【モノトーン】



第1号様式（第2条関係）

図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用申請書

年 月 日

（あて先）

図柄入り白河ナンバープレート推進協議会会長

（申請者）

住 所 〒

氏名又は名称

下記のとおり、図柄入り白河ナンバープレートデザインを使用したいので申請します。

記

使用目的	
使用の具体的な内容 （掲載先、数量、規格、商品に使用する場合は販売価格 等）	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	
担当者連絡先	担当者名： T E L： F A X： E-mail：

添付書類

- （1）使用する物品等の見本（見本が添付できない場合は、写真又は印刷原稿等）
- （2）申請者の概要がわかる資料

※企画書など使用の参考になるものがあれば添付すること。

第2号様式（第3条関係）

図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用（変更）承諾書

年 月 日

様

図柄入り白河ナンバープレート推進協議会会長

年 月 日付で申請のあった図柄入り白河ナンバープレートデザインの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 使用承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 その他特記事項

第3号様式（第6条関係）

図柄入り白河ナンバープレートデザイン使用承認変更申請書

年 月 日

（あて先）

図柄入り白河ナンバープレート推進協議会会長

（申請者）

住 所 〒

氏名又は名称

年 月 日付で承認を受けた図柄入り白河ナンバープレートデザインの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更する内容	
変更の理由	
担当者連絡先	担当者名： T E L： F A X： E-mail：